## 田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

**上** 

◇ 告 示

ページ

○ 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】

2

## ◇ 上下水道局

・ 北九州市水道条例施行規程及び北九州市馬島水道施設条例施行規程の 一部を改正する規程【上下水道局水道部配水管理課】

5

北九州市告示第67号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例(平成元年北九州市条例第8号) 第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管し たので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月23日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車 の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所 別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間

月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

土曜日 午後1時から午後5時まで

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は、返還事務を行わない。

3 問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局道路部道路維持課(電話 093-582-2274)

4 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

5 その他

この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

## 別表

移動し、保管した自転車	移動し、	移動し、保	保管及び返還を行う
が放置されていた場所	保管した	管した年月	場所
	自転車の	日	
	台数		
JR門司港駅周辺地区自	1 台	令和5年2	北九州市門司区西海
転車放置禁止区域		月16日	岸一丁目3番
門司区自転車放置禁止区	1 台	令和5年2	西海岸自転車保管所
域外		月15日	
JR小倉駅周辺地区自転	7 台	令和5年2	北九州市小倉北区青

車放置禁止区域		月8日	葉二丁目1番
	8 台	令和5年2	青葉自転車保管所
		月16日	
JR西小倉駅周辺地区自	1台	令和5年2	
転車放置禁止区域		月21日	
小倉北区自転車放置禁止	2 台	令和5年2	北九州市小倉南区下
区域外		月 1 日	城野一丁目1番
	2 台	令和5年2	下城野自転車保管所
		月 6 日	
	1 台	令和5年2	
		月8日	
	1 台	令和5年2	
		月13日	
	2 台	令和5年2	
		月16日	
	1 台	令和5年2	
		月21日	
	1 台	令和5年2	
		月27日	
JR下曽根駅周辺地区自	2 台	令和5年2	北九州市小倉南区八
転車放置禁止区域		月10日	重洲町16番
			八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止	1 台	令和5年2	北九州市小倉南区下
区域外		月6日	城野一丁目1番
	2 台	令和5年2	下城野自転車保管所
		月 9 日	
	2 台	令和5年2	
		月10日	
	3 台	令和5年2	
		月14日	
	1 台	令和5年2	
		月15日	
	2 台	令和 5 年 2	

		月21日	
	2 台	令和5年2	
		月27日	
八幡東区自転車放置禁止	3 台	令和5年2	北九州市八幡西区大
区域外		月14日	字藤田2319番6
			藤田自転車保管所
JR折尾駅周辺地区自転	2 台	令和5年2	北九州市八幡西区長
車放置禁止区域		月7日	崎町2番
JR本城駅周辺地区自転	8 台	令和5年2	長崎町自転車保管所
車放置禁止区域		月15日	
JR陣原駅周辺地区自転	3 台	令和5年2	
車放置禁止区域		月24日	
八幡西区自転車放置禁止	4 台	令和5年2	北九州市八幡西区大
区域外		月8日	字藤田2319番6
	1 台	令和5年2	藤田自転車保管所
		月14日	
	1 台	令和5年2	
		月22日	
JR九州工大前駅周辺地	11台	令和5年2	北九州市戸畑区三六
区自転車放置禁止区域		月22日	町13番
JR戸畑駅周辺地区自転	6 台	令和5年2	三六自転車保管所
車放置禁止区域		月14日	
戸畑区自転車放置禁止区	2 台	令和5年2	
域外		月16日	

北九州市上下水道局管理規程第1号

北九州市水道条例施行規程及び北九州市馬島水道施設条例施行規程の一部を 改正する規程を次のように定める。

令和5年3月23日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利 北九州市水道条例施行規程及び北九州市馬島水道施設条例施行規 程の一部を改正する規程

(北九州市水道条例施行規程の一部改正)

第1条 北九州市水道条例施行規程(昭和39年北九州市水道局管理規程第1 3号)の一部を次のように改正する。

第2条本文中「者」の次に「(以下「分岐引用申込者」という。)」を加え、「給水管所有者」を「当該給水管の所有者(以下「給水管所有者」という。)」に改め、同条ただし書中「給水管所有者」を「当該給水管所有者」に、「うけて」を「受けて」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 分岐引用申込者について民法(明治29年法律第89号)第213条の 2第1項の規定の適用があるときは、前項の規定は、適用しない。
- 3 前項の場合には、分岐引用申込者は、給水装置工事申込書に民法第21 3条の2第3項の規定による通知をしたことが確認できる書類を添付しな ければならない。ただし、給水装置工事申込書に当該通知を受けるべき者 の通知を受けた旨の認印を受けて、これに代えることができる。

第3条中「前条の分岐引用管」を「所有する給水管から分岐引用する者(以下「分岐引用者」という。)」に、「または」を「又は」に、「、分岐引用者」を「、当該分岐引用者」に改める。

(北九州市馬島水道施設条例施行規程の一部改正)

第2条 北九州市馬島水道施設条例施行規程(平成15年北九州市水道局管理 規程第4号)の一部を次のように改正する。

第4条本文中「分岐引用者」を「分岐引用申込者」に、「給水管所有者」を「当該給水管の所有者(以下「給水管所有者」という。)」に改め、同条ただし書中「給水管所有者」を「当該給水管所有者」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 分岐引用申込者について民法 (明治 2 9 年法律第 8 9 号) 第 2 1 3 条の 2 第 1 項の規定の適用があるときは、前項の規定は、適用しない。
- 3 前項の場合には、分岐引用申込者は、給水装置工事申込書に民法第21 3条の2第3項の規定による通知をしたことが確認できる書類を添付しな ければならない。ただし、給水装置工事申込書に当該通知を受けるべき者

の通知を受けた旨の認印を受けて、これに代えることができる。

第5条中「分岐引用させている給水管の所有者」を「所有する給水管から 分岐引用する者(以下「分岐引用者」という。)のある給水管所有者」に、 「、分岐引用者」を「、当該分岐引用者」に改める。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。